

京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員並びに主任児童委員の活動の充実を図ることにより、地域福祉を推進するため、京都市民生児童委員連盟(以下「市民児連」という。)に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、市民児連の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 民生委員・児童委員活動に関する調査、研究及び企画
- (2) 民生委員・児童委員活動に関する連絡及び調整
- (3) 社会福祉事業に関する普及及び宣伝
- (4) その他民生委員・児童委員の活動の推進及び会員の研鑽等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市民生児童委員連盟補助金申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が補助金の交付審査を行うに当たって必要と認めるもの

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(概算払)

第6条 条例第21条第2項の規定により、この要綱に定める補助金については概算払の方法により交付をすることができるものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定する実績報告は、京都市民生児童員連盟補助金実績報告書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱(以下「旧京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱の規定による。

附 則 (平成25年3月18日決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱(以下「旧京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱」という。)に基づき、平成25年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱の規定による。

第1号様式

京都市民生児童委員連盟補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
補助事業等の目的及び内容	
交付申請額	円
交付申請額内訳	

第 2 号様式

京都市民生児童委員連盟補助金実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により活動の実績を報告します。	
補助金交付額	円
報告書類	